

令和2年度第9回情報公開・個人情報保護運営審議会議事録（要点記録）

- 1 日 時 令和2年12月15日（火）
午前10時00分から午前12時00分まで
- 2 場 所 多摩市役所本庁舎3階 301会議室
- 3 出席委員 藤崎会長、牛島委員、川合委員、小谷委員、櫻井委員、帆足委員、松村委員

4 出席職員

【事務局】

（文書法制課）岩田文書法制課長、原田文書公開係長、安達主任、村岡主事

【実施機関】

諮問ア（市民経済部課税課）	赤松課税課長 宇佐川土地係長 松井家屋償却資産係長
諮問イ・ウ（市民経済部課税課・市民課）	赤松課税課長 小尾市民税係長 新見主事 榎本戸籍担当主査
諮問エ（市民経済部市民課）	片岡市民課長 榎本戸籍担当主査 藤平主任 中島主事
諮問オ（くらしと文化部スポーツ振興課）	小泉スポーツ振興担当主査 河井主事
諮問カ（子ども青少年部子育て支援課）	河井計画推進・保育担当主査 岩崎主任
諮問キ（子ども青少年部子育て支援課）	有賀手当・医療・相談担当
諮問ク・ケ・コ（教育部教育振興課）	室井教育企画担当課長 印南主任 山岡主任

- 5 傍聴人 なし

6 内容及び要点

(1) 開会

(2) 前回議事録の確定

事前に郵送した前回議事録（令和2年度第6回）について、修正箇所がないことを審議会で確認した。よって前回議事録は確定し、川合委員が署名した。

(3) 議事録署名委員の指名

櫻井委員が指名された。

(4) 議題

① 諮問に関する審議

ア 個人情報の処理に係る情報システムの変更（市民経済部課税課）

〔課税課〕

本諮問は、固定資産税の所有者や内容の異動を登記済通知書により把握するため、L G W A N又は政府系共通ネットワークを通じた、登記所と市町村との登記済通知書のオンラインデータ連携をできるようにすることを目的とした、個人情報の処理に係る情報システムの変更についての諮問である。

氏名、住所、固定資産の決定価格を取り扱う。

登記済通知書のやり取りをオンラインで行い、今まで直接持参するためにかかっていた時間が削減し、事故や紛失のリスクをなくす。

個人情報保護措置として、L G W A N回線を使用し、外部記録媒体の取り扱いに関しては、外部記録媒体取扱実施手順書に従って使用する。

※ 以下、質疑等

〔委員〕 担当職員は何名か

〔課税〕 担当職員は家屋の担当、償却資産の担当と土地係担当の併せて13名程度。

〔委員〕 13名が全員サーバ管理室に出入りするわけではないのか

〔課税〕 事務の負荷を軽減させるため当番制をとっている。

〔会長〕 紙での受け渡しは月に何回程度あって、今後オンラインにすることで変わるのか。

〔課税〕 現状月に2、3回程度。車で府中まで向かい、毎回2、3時間ほどかかっている。オンライン化することで、所要時間は1/3程度軽減される。回数は同じでも事務負担は軽くなる。

〔会 長〕 紙で受け取ったものを手でシステムに入力していたのか。

〔課 税〕 手入力だった。データのやり取りになればその作業も軽減される。事務効率が改善され、繁忙期の残業も減る見込み。

〔会 長〕 外部記録媒体は使わざるを得ないのか。

〔課 税〕 手間はかかるが、漏洩を防ぐためには使わざるを得ない。

〔会 長〕 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

．．．挙手全員．．．

※ 課税課から諮問のあったア「個人情報の処理に係る情報システムの変更」について、同意することが決定された。

イ 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（市民経済部課税課・市民課）

ウ 個人情報の処理に係る情報システムの変更（市民経済部課税課・市民課）

〔課税課・市民課〕

本諮問は、市民の課税・非課税証明書及び戸籍証明書（全部事項証明書・個人事項証明書）及び戸籍の附票の写しの取得の利便性（交付場所・交付時間）の拡大のため、課税情報と戸籍情報を証明発行サーバ（事業者のデータセンター）と連携させ、地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターを通じて、全国のコンビニで証明書を取得できるようにする、個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託と個人情報の処理に係る情報システムの変更についての諮問である。

課税情報（賦課期日現在の住所、氏名、市都民税年税額、合計所得金額、各所得金額、控除合計額、各控除金額）、戸籍情報（戸籍法第13条、住民基本台帳法第17条で規定されているもの）を扱う。

外部委託の理由は、システム構築には高度な技術が必要とされ、また早朝から深夜までの運用管理や障害対応が必要であるが、市職員による対応は困難であるため。

システム変更の理由は、課税・非課税証明書及び戸籍証明書（全部事項証明書・個人事項証明書）及び戸籍の附票の写しのコンビニ交付が可能となることで市民サービスの向上に資すること、窓口以外での交付が可能になることで新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策になる等、当該システムを変更することの必要があるためである。

個人情報保護措置として、L G W A N回線や専用回線を使用しデータ送信時も暗号化やファイアウォールによる制御で不正侵入を防ぐ。マイナンバーカードや発行した証明書の取り忘れを防ぐ仕組みがある。キオスク端末や証明書交付センターには、印刷した個人情報は残らない仕組みになっている。D V被害者等の支援措置対象者等には交付できないような対策をとる（全部事項証明書・個人事項証明書は除く）。今回のシステムと同等の個人情報を扱った実績のある事業者を選定する。契約締結時に「個人情報取扱特記事項」を添付し、個人情報保護措置を講じる。偽造防止対策として裏面に高度な偽造防止データが作成される。

※ 以下、質疑等

〔委員〕 今回追加する交付書類もあわせて実施している自治体は多いのか。

〔課税〕 多い。令和2年度10月時点で26市中23市が実施している。

〔委員〕 交付できる書類の種類をあとから追加するのはなぜか。

〔課税〕 ニーズがわからなかった。一括でも後から種類を増やしてもコストが変わらなかった。また、当時はマイナンバーカードの取得率も低く、利用できる市民が少なかったためうえ、新型コロナウイルス感染症の影響もでていなかったの
で慎重に検討した。

〔委員〕 マイナンバーカードの取得率は今どれくらいなのか。

〔市民〕 22%程度。コンビニ交付導入当時は14%程度。急速に伸びている。

〔会長〕 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 課税課・市民課から諮問のあった「個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託」
ウ「個人情報の処理に係る情報システムの変更」について、同意することが決定された。

エ 個人情報を取り扱う情報システムの変更（市民経済部・市民課）

〔市民課〕

本諮問は、戸籍総合システム及び機器の入替に伴い多摩市の戸籍総合システムのサーバを多摩市のサーバ室からシステム提供会社のデータセンターのサーバに移すことを目的とした、個人情報の処理に係る情報システムの変更についての諮問である。

変更の理由は、防災上の安全性及び個人情報管理上のセキュリティが向上すること、システムに不具合等が発生した際に即時復旧作業を行えるようになる等、当該システムを変更する必要があるためである。

個人情報保護措置として、地震及び火災その他災害に対し、高い安全性を確保している・施設及び機器のメンテナンス等による計画停電等の場合においても、継続して戸籍総合システムを利用できる設備を整えている・バックアップ専用のデータセンターを他の敷地において管理している・他市区町村と多摩市の保有する個人情報を相互に閲覧及び干渉できない・建物及びサーバ室へは厳重な入退室管理を行っている等の条件を満たした事業者を選定する。

※ 以下、質疑等

- 〔委員〕 変更前後で経費の変化はあるのか。
- 〔市民〕 機器本体の買い替え費用が今後なくなり安くなる。
- 〔委員〕 デメリットはないのか。
- 〔市民〕 メリットになりきらない部分としては、多摩市が停電するとシステムが使えなくなることは改善されない。今後の課題は本庁が停電してもシステムが稼働できるようにすること。
- 〔会長〕 他自治体でも実績のある会社なのか。
- 〔市民〕 他自治体での実績がある。
- 〔会長〕 庁舎内でデータを持たないのか。
- 〔市民〕 持たない。
- 〔委員〕 出された証明書が改ざんされていない証拠はあるのか。
- 〔市民〕 通常証明書類は改ざん防止用紙に印刷している。コンビニ交付では裏面に同様の効果のある印刷を施している。
- 〔委員〕 コンビニ交付でも、証明書の提出先から。
- 〔市民〕 通常証明書類は改ざん防止用紙に印刷している。コンビニ交付では裏面に同様の効果のある印刷を施している。
- 〔委員〕 コンビニ交付でも、証明書の提出先から受けてもらえないことはないのか。
- 〔市民〕 市長公印が印字されるのでそれはない。
- 〔会長〕 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 市民課から諮問のあったエ「個人情報を取り扱う情報システムの変更」について、同意することが決定された。

オ 個人情報の本人以外収集（くらしと文化部スポーツ振興課）

〔スポーツ振興課〕

本諮問は、多摩市立温水プールの管理運営にあたり、施設内に録画機能付きの防犯

カメラを設置することによる、個人情報の本人以外収集の適用除外についての諮問である。

録画機能のある防犯カメラを設置することにより、利用者の安全確認を行い、かつ不審者や不信行動の模様を記録することにより犯罪行為への対応や事故防止に努める。

個人情報保護措置として、「多摩市長が定める多摩市犯罪のない安全なまちづくり条例施行規則」の規定に基づき、「多摩市防犯カメラの設置及び管理運用に関する基準」を定めるとともに、ハードディスクレコーダーは防災センターに設置し職員が常駐して監視（職員が不在の際は施錠）すること、記録装置は不正防止のためID・パスワード認証管理を行う。

※ 以下、質疑等

〔委員〕 既存の監視カメラに録画機能を付けるということか。

〔スポーツ〕 その通り。録画機能を公示して設置位置や台数は変わらない。

〔委員〕 何かきっかけとなる事故や事件があったのか。

〔スポーツ〕 今まで大きい事件はないが、盗難、盗撮があったと利用者からの声があった。

〔委員〕 目の届かない場所・時間帯がある、と資料にあるが、設置場所は変えないのか。

〔スポーツ〕 スタッフがいないことが問題なので、カメラの位置は変えない。プールには水難事故防止のため複数のスタッフがいるがそれ以外の場所は人の目が薄いことがある。駐車場も人が常にいるわけではない。防犯カメラは補助的なもの。

〔委員〕 機械を変えるのか。

〔スポーツ〕 老朽化したものは更新、それ以外はモニターにしかカメラがつながっていなかったものにHDレコーダーをつける。

〔委員〕 福祉センターと相談の上配置したのか。

〔スポーツ〕 指定管理者も一体なので、相談した。

〔会長〕 「不審な行動の早期発見」が収集する理由として挙げられているが、録画とは関係ないのではないか。

〔スポーツ〕 モニターをずっと見続けなくてもすぐ録画映像を確認できるという趣旨である。

〔委員〕 本人通知しないとあるが、本人通知とはどういう形式で行うものなのか。

〔事務局〕 録画していることを告げることを指す。利用者一人一人に伝えられないので、この場合は通知を省略する。掲示はするが通知とみなさない。

〔委員〕 録画中であることを掲示しなくていいのか。

〔スポーツ〕 読んでもらえるよう短い文言にしたいので「カメラ作動中」と掲示する。

〔会長〕 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ スポーツ振興課から諮問のあったオ「個人情報の本人以外収集」について、同意することが決定された。

カ 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（子ども青少年部子育て支援課）

〔子育て支援課〕

本諮問は、子育て支援員育成のため、市内在住・在学・在勤の希望者を対象とした子育て支援員研修における基本研修及び地域保育コースの専門研修のうち、「地域型保育」並びに「一時預かり事業」の研修を実施する、個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託についての諮問である。

個人情報は、子育て支援員研修の受講申し込みを行った者を対象に、氏名・住所・生年月日・年齢・電話番号・メールアドレス・現在の勤務先（事業所名・住所・電話番号・雇用形態（正規／非正規等）・関連資格の有無（保育士・幼稚園教諭・社会福祉士・看護師・保険士））を扱う。

委託の理由は、子育て支援員を養成するため、専門的な知見を有する者による講義や実習等を行わなければならない、専門的ノウハウを有する事業者に業務を委託して実施する必要があることである。

個人情報の保護措置として、委託先には個人情報取扱特記事項を遵守させ、個人情報の責任体制等報告書を提出させる、個人情報は施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理が可能な保管室で厳重に保管させる、個人データのやり取りは手渡し若しくは書留郵便等の方法をとる等の措置をとる。

※ 以下、質疑等

〔委員〕 受付人数が50名と多いが、コロナ対策は取るのか。実習では1つの園に何人行くのか。

〔子育て〕 実習では市内の認可保育所23か所に分散させる。日も分け、1日2名が上限。集合研修はなく、基本は動画視聴講義となる。インターネット環境やパソコンを所有していない場合は近隣の大学のパソコン室を借りられるようにする。

〔委員〕 現在の勤務先を取得する理由はなにか。

〔子育て〕 市内在勤の方も事業の対象になるので勤務先の場所を確認する。また、人材育成を目的としているため、既に関連業務に就いている方なのかを確認する。

〔委員〕 市内在学の学生も受講できるのに、学籍を確認しないのか。

〔子育て〕 失念していた。扱う個人情報の項目に追加する。

〔委員〕 実習先保育所に渡す情報として氏名等とあるが、ほかの項目は何か。

〔子育て〕 記載の誤りであり、渡す情報は氏名のみである。

〔委員〕 個人情報のやりとりは電子媒体でなく紙媒体を用いるという事で間違いないか。

〔子育て〕 最後に提出されるレポート類のみ電子の予定。

〔会長〕 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ **子育て支援課から諮問のあった「個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託」について、同意することが決定された。**

キ 個人情報の目的外利用（子ども青少年部子育て支援課）

〔子育て支援課〕

本諮問は、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることなどを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行い児童福祉の向上及び保護者の負担を軽減することを目的として臨時特別給付金を早期に支給するため、児童扶養手当受給者の個人情報の提供を受けることによる、個人情報の目的外利用禁止の適用除外についての諮問である。

氏名、生年月日、性別、住所、続柄、電話番号、課税情報、口座情報の個人情報を扱う。

個人情報保護措置として、特定の職員による子育て支援課内でのみの取り扱いとし外部に持ち出すことはなく、受給者リストは施錠できるキャビネットで厳重に保管する等の措置をとる。

※ 以下、質疑等

〔委員〕 対象者の家計急変はどのように把握するのか。

〔子育て〕 申請式である。

〔委員〕 担当職員は前回給付時と同じか。

〔子育て〕 同じである。増員などもない。

〔会長〕 前回給付時に個人情報保護の観点からなにか問題はなかったか。

〔子育て〕 ない。

〔会長〕 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 子育て支援課から諮問のあったキ「個人情報の目的外利用」について、同意することが決定された。

ク 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（教育部教育振興課）

ケ 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（教育部教育振興課）

コ 個人情報の処理に係る情報システムの変更（教育部教育振興課）

〔教育振興課〕

本諮問は、文部科学省が提唱する「GIGA スクール構想」に則り、児童・生徒および教職員 1 人 1 台のタブレット端末を導入する、個人情報の処理に係る情報システムの導入についての諮問と、システムの導入・運用保守を専門的・技術的知識を持つ事業者へ委託できるようにする、個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託についての諮問である。

※ 以下、質疑等

〔委員〕 運用保守委託の実施報告について、具体的な報告内容は何か。

〔教育振興〕 アカウント登録、変更、削除の履歴を想定している。

〔委員〕 運用保守の過程で蓄積された個人情報など、それ以外の個人情報を扱うことができるかもしれないが、そういったログは報告しないのか。

〔教育振興〕 報告は求めない。

〔委員〕 問題が起きかねないので手続きを定めた方がいいと思う。

〔委員〕 アプリ等の利用について、児童・生徒に同意をとるのか。拒否権はあるか。情報の提供等について、理解を得られない場合問題が発生する可能性があるのでは。

〔教育振興〕 Gsuit 以外のアプリは導入済みである。新規導入部分については保護者に対して説明会を実施し、同意が得られなければ個別に対応する。

〔委員〕 タブレットは貸与するのか。小学校であれば6年間同じものを使うのか。また、遠隔授業は現時点では行わないのにタブレットを何に使うのか。

〔教育振興〕 タブレットは貸与するが、将来的にはBYODも検討する。端末の使用期間について、OSのサポート期間（4～5年）は使用したい。現状は電子教科書や英語の発音の確認、回答の集約などに利用する予定。学校内で使用するなかで活用場面を考えていきたい。

〔会長〕 委託の発注先は1社なのか。

〔教育振興〕 各1社である。

〔会長〕 下請けを使う場合もあるだろうから気を付けてほしい。

〔会長〕 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 教育振興課から諮問のあったク「個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託」
ケ「個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託」
コ「個人情報の処理に係る情報システムの変更」について、同意することが決定された。

(5) 閉会

多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会の運営に関する申合せ事項により、ここに署名する。

多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会 会長

藤崎太郎

委員

榎中和子